

かほだより

長野県松本家畜保健衛生所

〒390-0851 松本市島内西川原 6931

TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101

E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp

中信家畜畜産物衛生指導協会

TEL : 0263-47-6789

昨年度に引き続き 小規模家さん飼養者様へ 鳥インフルエンザ発生予防のため 自己点検のお願いです！

①下図の3項目（飼養衛生管理基準）の点検をお願いします！

②点検の結果について、家畜保健衛生所まで、

QRコード 又は 別紙により郵送又はFAX
でご報告ください。

締切：令和6年10月3日（木）必着

お勧めです♪
2分で完了



松本家畜保健衛生所

FAX : 0263-47-0101

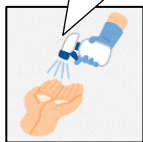
郵送先：〒390-0851 松本市島内西川原 6931

点検項目

以下の3項目について点検して頂き、報告をお願いします。

1.

鶏などの世話をする
前後は、手洗い・消毒をする。



2.

鶏舎に入る時は、
専用衣服と専用靴に
履替える。
専用靴



3.

鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。



<鶏舎>



鳥インフルエンザの発生状況

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、**10 県 11 事例**が確認され、大発生となった令和4年シーズンから大幅に減少しました。しかし、**野鳥では 156 事例**が確認され、海外でも、韓国で発生が確認されるなど、**今シーズンにおいても、厳重な警戒が必要です！**

飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を遵守する義務があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

ひとたびこの伝染病が発生しますと、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、わが国の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥より持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

- ③人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に侵入する可能性があります。
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：松本家畜保健衛生所行き

F A X : 0263-47-0101

下表にご記入の上、ご報告願います。

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

氏名		
住所		
電話番号		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、 実施していない 場合は×印をお 願います。		1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
		2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
		3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		